

議案第22号

令和6年度富士見市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度富士見市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり廃止する。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
水谷東ポンプ場更新工事	令和7年度	63,600
施工管理業務委託（水谷東ポンプ場分）	令和7年度	2,520

令和7年2月12日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

令和6年度富士見市下水道事業会計予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出します。

債務負担行為に関する調書

(廃止)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金	企業債	他会計 負担金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
水谷東ポンプ場更新 工事	63,600	—	—	令和7年度	63,600	—	48,520	15,080	—
施工管理業務委託 (水谷東ポンプ場分)	2,520	—	—	令和7年度	2,520	—	2,520	—	—